

関係各位

堺市 健康福祉局 長寿社会部
介護保険課長

**新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の本市における臨時的な取扱い
(認定有効期間延長の対象者)の変更について(通知)**

日頃より、本市介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件については、令和2年4月10日付け堺介保第125号にて通知したところですが、現下の状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、本市における要介護認定の臨時的な取扱い(認定有効期間延長の対象者)を下記のとおり、変更します。

記

<変更前>

緊急事態宣言期間終了までに申請のあった全ての更新認定申請者の要介護等認定については、従前の要介護度の有効期間を6か月延長します。



<変更後>

有効期間が令和2年6月30日(火)までの、更新認定申請者の要介護等認定については、従前の要介護度の有効期間を6か月延長します。

- ※ 更新認定申請を行っていない被保険者は、有効期間延長の対象とはなりません。
- ※ 認定調査が終了している更新認定申請者については、介護認定審査会にて、審査判定を行い、認定結果を通知します。
- ※ 波線の箇所が今回の変更となります。なお、対象者の方へは準備が整い次第、通知と被保険者証を送付します。
- ※ 延長した有効期間の満了前であっても、心身の状態が変化した等の場合は、区分変更の申請を行うことができます。また、更新申請は延長した有効期間満了60日前から行うことができます。
- ※ ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る必要があり、本市における臨時的な取扱いを延長する場合は改めて、通知します。
- ※ 新規申請及び区分変更申請(要支援者にかかる新規申請を含む)については、認定調査を

実施し、介護認定審査会において審査判定を行います。

- ※ 各区役所窓口の混雑を避けるため、感染拡大防止に配慮し、引き続き、郵送での申請にご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

堺市 健康福祉局 長寿社会部
介護保険課 認定点検係
担当 越川（えちかわ）・廣地
TEL 072-228-7513